

津市経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱

平成25年4月30日訓第36号

改正 令和3年5月12日訓第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営所得安定対策の推進を図るため、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき地域農業再生協議会に対して、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「経営所得安定対策推進事業費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象者)

第3条 補助金は、別表第1に掲げる地域農業再生協議会に対してこれを交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第2のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成25年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月12日訓第41号）

この訓は、令和3年6月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

名称	所管区域
津北地域農業再生協議会	津市支所及び出張所設置条例（平成 18 年津市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 2 条に規定する各総合支所の所管区域以外の区域、津市河芸総合支所の所管区域、津市芸濃総合支所の所管区域、津市美里総合支所の所管区域及び津市安濃総合支所の所管区域
津南地域農業再生協議会	条例第 2 条に規定する津市久居総合支所の所管区域、津市香良洲総合支所の所管区域、津市一志総合支所の所管区域、津市白山総合支所の所管区域及び津市美杉総合支所の所管区域

別表第 2（第 4 条関係）

1 経営所得安定対策の推進活動に係る経費

区 分	内 容
(1) 謝金	作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金、報償費等
(2) 旅費	本制度の推進、指導、研修等に要する外部専門家、事務局員等への交通費、宿泊費等
(3) 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代は除く。）、備品費、賃金（正規職員の時間外勤務手当及び臨時職員の給料に限り、農地調整員手当を含む。）、共済費（臨時職員の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等
(4) 委託費	実施要綱第 3 に掲げる取組の一部を委託する場合における当該委託に要する経費
(5) 助成費	実施要綱第 3 に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

2 集落営農の法人化支援に係る経費

区 分	内 容
交付金	法人化した集落営農に対する経費（1 法人当たり定額 4 0 万円）